

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要等

- (1) 業務名 (仮称) 甲府市地域公共交通網形成計画策定業務委託 (以下「対象業務」という。)
- (2) 委託場所 山梨県甲府市地内
- (3) 業務概要 甲府市ならではの公共交通のあり方、公共交通の将来像の検討を行い、市民が将来にわたって安心して暮らすことのできる基盤づくりの実現に向けて計画策定業務を委託する。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成31年3月29日

2 参加表明書及び企画提案書等の提出者に必要とされる要件

甲府市における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める参加表明書の提出期限の日から選定結果通知までの期間((3)、(4)、(6))にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる要件のうち(9)と(10)を除くすべてを満たしている者であること。

任意の2者以上を構成員とする自主結成の特定設計業務共同企業体(以下「企業体」という。)として参加する場合は、その構成者が、単体企業として甲府市における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者であり、この公告で定める参加表明書の提出期限の日から選定結果通知までの期間((3)、(4)、(6))にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる要件のうち(1)から(8)を満たしている者であること。また、企業体として(9)から(13)の参加要件を満たしていること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき甲府市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(3) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(4) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 公告の日以降に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(昭和60年8月。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) JISQ9001:2008の認証取得が必要とされている場合には、登録範囲には対象業務の内容を含んでいること。審査登録機関は、(財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものであること。

(8) 市税の滞納がない者であること。

(9) 企業体の構成員が単体法人又は他の企業体の構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(10) 企業体の出資比率は、代表構成員が構成員中最大であること。また、構成員の出資比率は1者あたり均等割の10分の6以上であること。

(11) 平成17年4月1日以降に完了・引渡し済みの業務で、下記の同種業務を行った実績を有する者であること(企業体においては実績を有する代表構成員であること)。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。なお、業務実績の対象とする発注機関は、国又は地方公共団体とする。

●同種業務

- ・同種業務実績の対象は、都市・地域総合交通戦略、地域公共交通総合連携計画、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画のいずれかの策定業務の元請実績があること。

(12) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

① 管理技術者及び主任技術者は、上記(11)における同種業務に関する担当実績を有する者でなければならない。

② 管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。
技術士(当該業務に関連する部門)、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者若しくはRCCMのいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは、次のとおりとする。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績がある者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績がある者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者(筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る。)

※RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。なお、指導的立場とは、受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

③ 照査技術者及び管理技術者は、15年以上の実務経験^{*}を有する者であること。

④ 主任技術者は、10年以上の実務経験^{*}を有する者であること。

⑤ 担当技術者(照査技術者、管理技術者、主任技術者以外の者)は、5年程度の実務経験^{*}を有する者であること。

※照査技術者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野の実務経験のことを指すものとする。[他社(現在所属している事業所以外)等での実務経験も含む。]

⑥ 照査技術者は、管理技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

⑦ 原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は、病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。

⑧ 企業体の場合は、業務内容に応じ、各構成員が優れた技術を有する分野を担当しなければならない。

(13) 配置予定技術者の手持ち業務量に関する要件

- ① 配置予定管理技術者は、平成30年4月16日現在の全ての手持ち業務※の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。
- ② 配置予定主任技術者は、平成30年4月16日現在の全ての手持ち業務※の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者であること。
- ③ 本業務の履行期間中は、配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととする。なお、主任技術者についても同様とし、金額及び件数は②に示すものに読み替える。

※なお、手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者として配置されている契約金額が500万円以上の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で、配置予定技術者として特定済で未契約の業務を含む。

3 様式の配布

参加を希望する者には次を配布する。

- ・公募型プロポーザル方式 公告
- ・別紙1 「資料作成要領」
- ・別紙2 「業務仕様書」
- ・別紙3 「特記仕様書」
- ・参加表明書等 様式-1～様式-5
- ・企画提案書等 様式-6～様式-8

(1) 配布期間

平成30年4月16日（月）から平成30年4月23日（月）まで

(2) 配布方法

「甲府市」ホームページ（以下「HP」という）からダウンロードすること。

甲府市HP

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/keyaku/business/nyusatsu/nyusatsu-sonota-kobogata.html>

(3) 連絡先(契約担当窓口)

郵便番号 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市 企画部 リニア交通室 交通政策課

電話 055-237-5109（直通）

E-mail : koutuss@city.kofu.lg.jp

4 手続等

(1) 参加表明書等の受付期間及び提出方法

① 受付期間

平成30年4月17日（火）から平成30年4月24日（火）までの、「甲府市の休日を守る条例」（平成元年3月条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日（4月24日）は午後4時30分必着とする。

② 提出方法

参加表明書等の提出については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

③ 提出書類 参加表明書等（様式1～4の7、様式5及び添付資料）

④ 企画提案書の提出資格の有無の通知

後日、参加表明書等に基づき審査を行い、参加表明書等を提出した者が5者を超える場合は、このうち、評価の合計点が高いものから企画提案書等の提出者として5者選定する。この際、評価の合計点が同点となった提出者は全て選定するものとし、5者以上選定されたところで作業を終了する。企画提案書等の提出者に選定された者には、甲府市企画部リニア交通室交通政策課から電子メール及びFAXにより通知する。〔平成30年4月27日（金）予定〕

⑤ 選定理由に関する事項

- 1) 企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由（非選定理由）を、甲府市長から通知〔平成30年4月27日（金）（予定）〕する。
- 2) 1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により甲府市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。書面については、交通政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付すること。
- 3) 2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に電子メールにて回答する。

(2) 企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

平成30年4月27日（金）から平成30年5月11日（金）まで（市の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日（5月11日）は午後3時必着とする。

② 提出方法

4の(1)の②に同じ。

③ 提出書類

企画提案書等（様式－6～8、参考見積書及び添付資料）

企画提案書等の提出部数は10部とする。

(3) 企画提案書等に関するヒアリングの実施期日及び実施場所

- ① 実施期日 平成30年5月23日(水)(予定)
(実施時刻は別途通知する。また、実施期日に変更がある場合は別途通知する。)
- ② 実施場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
- ③ 発表及び質疑の対応は、配置予定主任技術者が行うものとする。
- ④ ヒアリングの際、資料を追加することは認めない。

(4) 企画提案書に関する要件

企画提案書等の提案者に選定された者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ① 実施方針
- ② 業務実施体制(業務フロー、工程表を含む)
- ③ 特定テーマ
本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。
 - ◆自動車の利用から公共交通の利用へと転換を図るための利用促進方策について
 - ◆鉄道及び路線バスなどの公共交通ネットワークの再編するに当たっての基本的な考え方、都市計画分野との連携方策について
 - ◆将来的に導入可能な交通モードなどの技術提案について

(5) 参考見積書に関する要件

企画提案書等の提案者に選定された者は、参考見積書を提出すること。
なお、参考見積金額には消費税及び地方消費税を含めた金額を提示すること。(様式は任意)

(6) 業務委託予定者の特定方法

参加資格が有ると認めた者の、企画提案書等提出資料やヒアリング時の状況をもとに、選定委員会を経て業務委託予定者を特定する。

(7) 企画提案書を特定するための評価基準

- ① 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。
 - 1) 企画提案書の非特定事項
 - ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られて

いない。

- ・実施方針等が0点である。

2) ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できないなど、自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

② 評価項目

1) 基本事項（参加表明者の適格性）

業務推進体制、業務実績（同種業務の実績、山梨県内の受託実績）

2) 基本事項（技術者の経験及び能力）

技術者の資格要件、専門技術力、専任性

3) 企画提案書

実施方針、業務実施体制（業務フロー、工程表を含む）、特定テーマ及び価格

4) ヒアリング

技術者としての基本的な技術力、技術提案書の内容に関する知識

(8) 特定者への通知と見積書の提出に関する事項

特定した者に対して、甲府市長からその旨の通知〔平成30年5月24日（木）（予定）〕を行う。また、審査結果を甲府市HPへ記載する。

特定者は、業務内容を発注者と協議した上で、平成30年5月25日（金）（予定）午後3時までに見積書を契約担当窓口へ提出すること。

(9) 特定理由に関する事項

- ① 業務委託予定者として特定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を、甲府市長から通知〔平成30年5月24日（木）（予定）〕する。

- ② ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、書面により甲府市長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。書面については、交通政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付すること。

- ③ ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に電子メールにて回答する。

5 積算上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

11,200千円

6 本公告に関する問い合わせ

平成30年4月17日（火）から平成30年4月23日（月）の（市の休日を除く。）毎日、午前9時から午後5時までに書面により質問すること。書面については、交通政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付すること。

回答については、質問を受け付けた日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内の午後5時までに甲府市HPにて回答する。

7 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 契約保証金は、免除する。
- ③ 対象業務の企画提案書等提出者選定については、参加表明書等を提出した者の中から選定する。従って、参加表明書等の提出があっても企画提案書等を提出することができるとは限らない。
- ④ 参加表明書等及び企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 詳細は、別紙1「資料作成要領」による。
- ⑥ 契約書作成を必要とする。
- ⑦ 提出資料等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等又は企画提案書等を無効とするとともに、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。
- ⑧ 参加表明及び企画提案に関わる説明は行わない。
- ⑨ 災害などにより、不測の事態が生じた場合は、本公告に関する手続きを延期することがある。